

平成 2 2 年度

福島町議会定例会 1 1 月第 2 回会議

議 会 提 出 議 案 説 明 資 料

○発議第 1 号関係

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について…………… P 1

発議第 1 号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

平成 22 年度人事院勧告による期末・勤勉手当の改正に併せて、本条例の一部を改正するものです。

1 改定の主な内容について

期末手当の改正〔第 6 条関係〕

期末手当の 6 月期の支給割合を 100 分の 5 引き下げ、100 分の 175、1 2 月期の支給割合を 100 分の 15 引き下げ、100 分の 195 とする。

【平成 23 年度】

区分	6 月期	1 2 月期	計
現 行	100 分の 180	100 分の 210	100 分の 390
改正後	100 分の 175	100 分の 195	100 分の 370
増 減	△100 分の 5	△100 分の 15	△100 分の 20

2 施行期日

平成 22 年 1 2 月 1 日から施行する。

3 平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置

平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当は、改正後の議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例第 6 条の規定にかかわらず、改正後の議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例第 6 条第 2 項中「100 分の 195」を「100 分の 190」と読み替えて計算した額とする。

【平成 22 年度】

区分	6 月期	1 2 月期	計
現 行	100 分の 180	100 分の 210	100 分の 390
改正後	100 分の 180	100 分の 190	100 分の 370
増 減	—	△100 分の 20	△100 分の 20